第2章 現状・課題と第4次計画の施策の方向性

本県を取り巻く社会情勢の現状・課題

(1) 人口減少社会の本格化、少子高齢化の進行

- 本県の総人口は 1960 年の 176 万人をピークに減少し、2015 年には約 137 万 7 千人となり、このまま推移すると 2040 年には 105 万 4 千人に減少する見込みです。また、2025 年頃に高齢者人口はピークを迎え、2040 年頃には生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予想されています。本県では、離島・半島地域を多く抱える中、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでおり、特に近年は女性の転出超過が拡大傾向⁴にあります。
- 若い女性が転出する主な理由のひとつとして、進学や就職のためだけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています⁵。その背景には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識を反映した社会通念・慣習・しきたり等が、家庭・職場・地域において根強く残っているため、地元では女性が居づらさを感じたり、仕事にやりがいを感じられなかったりといったこと等が、要因として考えられます。

本県においては、固定的な性別役割分担意識が全国よりも強く⁶、こうした意識を解消していくことが重要となっています。

- また、人口減少に伴い生産年齢人口が減少している中、本県の子育て期(25~44歳)の無業女性 (約 28 千人)のうち、就業を希望する割合は 62.4%^{※表1}と、潜在的な労働力率は高い状態にあり、 こうした女性の希望をくみ取り、再就職等の支援をしていく必要があります。
- このように、人口構成に大きな変化が生じることが想定される中、様々な分野における就業者等 の担い手の確保や、多様な視点による新しい価値の創出等によって、本県の経済社会の持続的発展 にもつなげることが必要であるため、あらゆる分野における女性の参画拡大が重要です。

※表 1 子育て期(25~44歳)女性無業者の就職希望状況(出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」)

	非就業希望者	就業希望者			
	非 机未布 主 在		うち求職している	うち求職していない	
人数(人)	10,600	17,600	6, 200	11, 300	
率(%)	37.6	62. 4	35. 4	64.6	

<補足>本調査における当該統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含み、また、百未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しないことがあります。

⁴ 女性 (20~24歳) の転出超過は、平成 30 年度:1,733 人、平成 25 年度:1,205 人となっており、この 5 年間で 528 人増加している。一方、男性 (20~24歳) の転出超過は、平成 30 年度:1,034 人、平成 25 年度:1,127 人となっており、おおよそ横ばいである。(住民基本台帳人口移動調査をもとに、男女参画・女性活躍推進室で集計)

⁵ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」(令和2年3月)。

[「]夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」及び「どちらかと言えば反対」と回答した人の割合は、内閣府の世論調査 (令和元年度)の59.8%に対し、長崎県「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」(令和元年度)結果では45.0%と、大きな差がある。

(2) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

○ 本県における平均寿命(平成 27 年)は男性 80.38 歳、女性 86.97 歳となっており、長寿社会を迎えています。一方、健康寿命⁷(平成 28 年)は男性 71.83 歳、女性 74.71 歳で、平均寿命と健康寿命の差は、男性が約8年、女性は約12年です。この平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限がある「不健康な期間」を意味し、この差が大きいほど、介護が必要な期間が長くなる可能性があります。今後は、男女ともに、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっており、介護と仕事を両立できる持続可能な働き方が求められています。

また、人生 100 年時代を見据え、男女とも健康寿命の延伸に取り組むことは、将来の介護リスクの軽減につながるものであるとともに、誰もが元気に活躍できる社会の実現につながるものです。

- 本県における女性の労働力率^{※図1}は 64.9%(平成 22 年)から 68.5%(平成 27 年)に上昇しており、年齢階層別にみると、学校を卒業した後就職するため 25~29 歳台が 81.7%と最も高くなっています。一方、出産・子育てをする方が多い 30~34 歳台が最も低く 76.8%、35~39 歳台が 76.9%と落ち込んでいます。その後、再就職等で労働力率が上昇していくいわゆる M 字カーブ⁸を描いていますが、近年、この 30 歳台での落ち込みが緩やかになっていることから、継続就業する女性が増加傾向にあるものと思われます。
- このような女性の労働力率向上等により、男性片働き世帯よりも共働き世帯の割合が高くなって おり⁹、男女が共に家事・育児等を担うことが重要となっています。しかし、本県の子どもがいる共 働き世帯においては、依然としてこうした家事・育児等の多くを女性が担っている現状があります 10
- これらの背景には、男性も女性も「主たる稼ぎ手は男性」といった固定的な性別役割分担意識を 持っていること¹¹や、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視する いわゆる「男性中心型労働慣行」等がありますが、人生 100 年時代の到来により、これまでの「教 育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、これからは多様な働き方、生き方を選べるよ うになることが求められています。
- 男性も女性も、若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることで、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践していくことが重要です。
- そのため、これまでの男性中心型労働慣行の変革、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の 整備、男性の家事・育児・介護への参画促進等に取り組む必要があります。

⁷ 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁸ M字カーブ:日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と40 歳代後半が山になるアルファベットの Mのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると台形型に近くなっている国が多く、先進国でM字を描く国は日本だけと言われている。

⁹ 総務省「国勢調査」(平成27年)における本県の世帯状況:夫・妻とも就業147,097世帯(48.1%)、夫が就業・妻が非就業71.559世帯(23.4%)。

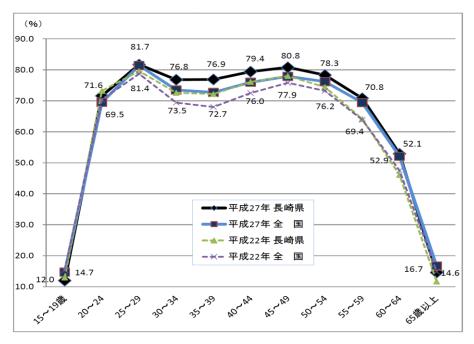
¹⁰ 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)における本県の子どもがいる共働き世帯1日当たりの家事・育児・介護の時間(週平均)。

[・]家事: 夫60分【全国85分】、妻214分【全国217分】 (妻と夫の差154分) ・育児: 夫112分【全国132分】、妻178分【全国190分】 (妻と夫の差66分)

[・]介護・看護: 夫30分【全国90分】、妻112分【全国102分】 (妻と夫の差82分)

¹¹ 長崎県「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」(令和元年度)。 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答した人の割合は、男性 44.6%、女性 37.1%





(3) 法律・制度の整備と女性の意思決定過程への参画拡大

- 第3次長崎県男女共同参画基本計画策定後、国において働き方改革関連法¹²や改正女性活躍推進 法¹³が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度が整備され、女性活躍の裾野が地方や 中小企業にも拡大する素地が整ってきたところです。
- 本県では、「ながさき女性活躍推進会議」¹⁴と連携し、女性の活躍推進に取り組み、県内事業所に おける管理職(係長級以上)に占める女性の割合¹⁵は 23.7%(平成 26 年度)から 29.6%(令和元年 度)に上昇するなど、次代の女性リーダー候補となる人材が着実に増加してきました。
- しかしその一方で、県が設置する審議会等委員への女性の登用率は 34.6%(平成 28 年 4 月 1 日)から 37.3%(令和 2 年 4 月 1 日)に上昇しましたが、いまだ女性の参画が少ない分野があるなど、女性の活躍が十分進んでいるとは言えません。女性委員の登用が進まない理由として、行政機関の長や団体の代表、役員などの職に女性の就任が少ないこと等が挙げられます。
- これらを踏まえ、女性が参画しやすい環境づくり、継続就業によるキャリア形成、女性人材の育成、積極的な登用促進に向けたトップ層の意識改革促進などに取り組むことが重要です。

7

¹² 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)。

¹³ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)。

¹⁴ ながさき女性活躍推進会議:女性活躍を推進する官民連携組織。平成 26 年 12 月発足。 (1)男女が共に働きやすい環境づくり、(2)女性の登用等促進、(3)企業の成長につながる「女性活躍」意識の醸成にかかる取組を実施。

^{15 「}長崎県労働条件等実態調査」(令和元年度)。

(4) 女性に対する暴力根絶と貧困等生活上の困難に対する支援

- 性犯罪・性暴力や、DV (ドメスティック・バイオレンス) ¹⁶、セクシュアルハラスメント等の女性 に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。こうした暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。また、暴力の被害者は、その後 も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困などの生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もあります。さらに近年、SNS¹⁷等 に起因した多様化する犯罪や、「JKビジネス¹⁸」「デートDV¹⁹」といった若年層への被害も問題と なっています。
- こうした中、相談窓口の定着や DV に対する社会の理解が進んだことなどにより、D V 相談件数^{**} は年々増加傾向にあります。
- 男女共同参画社会に向けての県民意識調査(令和元年度)によると、女性の約2割が身体的DV の被害を経験しており、また、心理的DV、経済的DV、性的DVについては、それぞれ女性の1 割以上が経験しているという深刻な状態となっています。また、被害に遭った女性のうち約4割が「どこにも相談できなかった」と答えています。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の被害者に対する支援の充実を図るとともに、女性 に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、予防教育や暴力を許さない社会風土の醸成等に取り組む必 要があります。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
DV 相談 (件数)	1,686	1, 782	1,885	2, 230	2, 157	2, 277

○ 男女共同参画社会の実現においては、貧困、高齢、障害、性的指向・性自認に関することなど、 多様な属性を持ち、生活上の困難を抱える人々への理解と支援が必要不可欠です。

本県における児童扶養手当²⁰受給の子どもの数は 20,459 人(平成 30 年度)と、18 歳以下の人口の約1割を占めており、こうしたひとり親家庭、特に母子家庭においては、年間収入 200 万円未満の世帯が 67.1%である²¹など、経済的に厳しい状況にあります。貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもの教育の機会均等を確保することなど、総合的な貧困対策が求められています。

○ 高齢者については、本県人口に占める 65 歳以上の割合²²は 29.6%(平成 27 年)と、全国よりも高齢化が早く進んでいます。このような中、豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女

¹⁶ DV (ドメスティック・バイオレンス):配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁷ SNS (social networking service):友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

¹⁸ JKビジネス: 児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものが存在しており、繁華街を抱える大都市を中心に、多様な形態で現われている。(引用元: 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題~いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について~」(平成 29 年 3 月))

¹⁹ デート DV: 結婚前の恋人間で振るわれる暴力。

²⁰ **児童扶養手当**: ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当のこと。

²¹ 長崎県「児童扶養手当受給者を対象としたアンケート」結果(平成29年度)。

²² 総務省「国勢調査」(平成 27年):県 29.6%、全国 26.6%。

- の、自立し誇りを持った社会参画が促進されるとともに、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる 社会基盤の構築が必要です。
- 障害のある人については、社会参画や雇用機会の確保において、いまだに厳しい状況にあります。 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、あらゆる社会活動に参加することができる共 生社会²³の実現を目指す必要があります。

特に、障害のある女性が、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合 には、適切な支援が必要です。

○ このように、貧困であること、高齢であること、障害があること、性的指向・性自認に関することなど、多様な属性をもち、様々な困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識等を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、上記のような様々な属性の人についての正しい理解を広め、人権が尊重される社会に向けた意識の醸成が必要です。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大・頻発する大規模災害

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちは生活、経済、社会、さらには行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、重大な転換点に直面しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なる社会的・経済的影響をもたらし、 ジェンダー²⁴に起因した様々な問題²⁵が懸念されています。
- 一方で、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。また、こうした在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児への参画を促す好機²⁶でもあります。
- 気候変動の影響により、台風の大規模化、災害の頻発・激甚化が見られる中、国は男女共同参画 の視点からの防災・復興対策を進めるためのガイドライン²⁷を作成し、全国の自治体に活用を促す など、積極的な働きかけを行っています。
- 大規模災害の発生は、上述の新型コロナウイルス感染症拡大と同様に、男女に異なる影響をもたらし、ジェンダーに起因した様々な問題が顕在化しています。
- このように、非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な問題が一層顕在化するため、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要です。

²³ **共生社会**:全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(障害者基本法第1条)。

^{**} ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

²⁵ ジェンダーに起因した様々な問題:(1) 家事や育児等の家庭責任が女性に集中しやすい。(2) 女性はパート等の非正規雇用の割合が大きく、経済情勢の悪化等により女性の方が職を失いやすい。(3) 生活不安等から DV や性被害・性暴力等が増加する懸念がある。

²⁶ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月)。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、家事・育児に関する夫婦間の役割に変化があった家庭のうち、夫の役割が増加した家庭は約37%。

²⁷ 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~」(令和 2 年 5 月)。

2 今後取り組むべき施策の視点

前述の「本県を取り巻く社会情勢の現状・課題」を踏まえ、今後取り組むべき施策において、次のような視点が重要となります。

(1)無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の認識

男女共同参画社会の形成を進めていくうえで固定的な性別役割分担意識の解消が最も重要です。 このような意識は、誰もが無意識のうちに持っています。そのため、私たち一人ひとりが日頃から、 こうした意識を持っている、あるいは、持ちうるということを意識することが求められます。

(2) 多様性の視点

多様な視点による新しい価値の創出等を通して、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進む本 県の社会経済を持続可能としていくためには、多様な人材、多様な価値観など、多様性の視点を取 り入れることによる新しい価値の創出が求められます。

(3)女性の人材育成と女性が参画しやすい環境づくり

あらゆる分野において女性が参画していくことは、男女共同参画社会の形成において極めて重要です。そのため、次代を担う女性の人材育成や、職場、地域などにおいて女性が参画しやすい環境づくりが求められます。

(4)様々な不安の解消

男性中心型労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、女性は仕事と家事や育児等の両立が 困難になったり、男性は仕事と経済的責任から、多様な働き方や生き方を選択しづらかったりする 可能性があります。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力、セクシャルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、被害者は心身の不調から就労が困難になるなどの状況に陥る可能性があります。

こうした状況のもとでは、様々な不安を抱えることとなり、不安がある状態では人生 100 年時代 に求められる多様な働き方や暮らし方において、主体的に選択する意欲や機会が阻害される可能性 があります。そのため、男性中心型労働慣行の変革や女性に対する暴力根絶に向けた取組等が求められます。

(5)トップ層の意識改革

組織の風土や制度等を変えていくためには、トップ層の意識改革が重要です。そのため、これまでの男性中心型労働慣行等を前提とした組織運営ではなく、多様な人材を活かす「ダイバーシティ²⁸・マネジメント」の考え方が求められています。

²⁸ ダイバーシティ:多様な人材を生かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、新たな価値を生み出し、価値創造につなげること。

3 計画の基本目標

「本県を取り巻く社会情勢の現状・課題」及び「今後取り組むべき施策の視点」を踏まえ、この計画が目指すべき姿を「男女が性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる社会」と定めます。

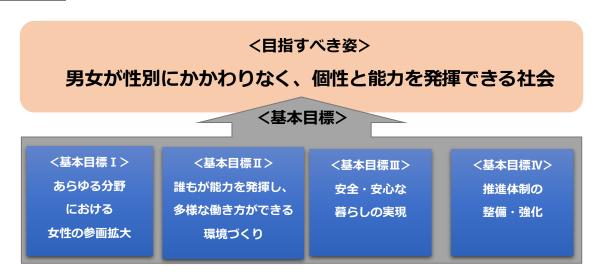
この目指すべき姿の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

基本目標皿 安全・安心な暮らしの実現

基本目標IV 推進体制の整備・強化



なお、本県において男女共同参画の取組が進まない場合、個人にとっては意欲・能力が十分に活かせない、人生設計をすることが難しいといった状態になりかねません。

こうした地域や組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーション²⁹が生まれにくくなる恐れがあります。

これは、他地域との人材獲得競争において不利な状況に陥るということでもあり、多様な人材の能力を活かさなければ、特に女性を中心として人材流出が続く恐れがあります。

そのため、本県の持続可能な発展に向け、男女共同参画の取組や視点が重要です。



²⁹ イノベーション:新しいアイデアや考え方などを取り入れて、新たな価値を創造すること。

4 施策の体系

基本目標	政策目標	具体的な施策
	1 政策・方針決定過程への女	(1) 審議会等の委員への女性の参画促進
		(2) 県における管理職等への女性の登用推進
	性の参画拡大	(3) 各分野における女性の参画拡大
T + 5 小 7 八 四		(4) 女性の職域拡大等による人材の確保
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 地域における男女共同参画	(1) 地域社会における男女共同参画の推進
	の推進	(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の促進
	3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	(1) 女性の再就職支援
		(2) 女性の起業・創業支援
		(3) 女性の職業能力の開発への支援
		(1) 経営者・管理職等の意識改革
	4 雇用の場における男女共同 参画の推進と仕事と生活の調和 の実現	(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
		(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
Ⅱ 誰もが能力を		(4) ハラスメント防止対策の推進
発揮し、多様な働 き方ができる環境	5 子育て・介護等の支援体制 の充実	(1) 子育て支援策の充実
づくり		(2) 介護支援策の充実
		(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実
	6 教育を通じた男女共同参画 の推進	(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進
	7 意識改革に向けた啓発・普 及の推進	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
	8 女性等に対するあらゆる暴 力の根絶	(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
		(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進
		(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進
		(4) ストーカー行為等への対策の推進
	9 生活上の困難を抱える人が	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進
暮らしの実現	安心して暮らせる環境の整備	(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
	10 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
		(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
		(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進
	11 防災・復興における男女 共同参画の推進	(1) 防災・復興における男女共同参画の推進
		(1) 県における推進体制の充実
IV 推進体制の整 備・強化	12 推進体制の整備・強化	(2) 市町における推進体制の整備
		(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実